

平成28年分年末調整について

1 通勤手当の非課税限度額の引上げ

平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。

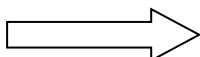
(注) 改正後の非課税規定は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

- ① 平成27年12月31日以前に支払われたもの
- ② 平成27年12月31日以前に支払われるべき通勤手当で、平成28年1月1日以後に支払われるもの
- ③ ①又は②の通勤手当の差額として追加支給されるもの

非課税限度額の引上げ

改正前
月額 10万円



改正後
月額 15万円

<平成28年1月1日以後適用される通勤手当の非課税限度額>

区分	課税されない金額
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度15万円）（改正前10万円）
② 自動車等の交通用具を利用している人に支給する通勤手当	片道通勤距離に応じて4,200円から31,600円（片道2km未満は全額課税）（改正なし）
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度15万円）（改正前10万円）
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度15万円）（改正前10万円）

平成28年4月の改正前に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算する必要があります。

- (注) 1 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続きは不要です。
- 2 年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。
- 3 給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄は、通勤手当のうち非課税となる部分の金額を除いて記入します。（年の中途に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正するとともに、「適用」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再交付する必要があります。）

2 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成28年1月1日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示する必要があります。

- (注) 1 「非居住者」とは、居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）以外の個人をいいます。
- 2 「国外居住親族」とは、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載された控除対象扶養親族、控除対象配偶者、同居特別障害者、その他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者であって非居住者である親族又は給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載された配偶者であって非居住者である配偶者をいいます。

○ 親族関係書類の提出又は提示

給与等の源泉徴収において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける給与所得者は、その適用を受ける旨を給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載（「非居住者である親族」欄に○印を付す等）した上で、その申告書に「親族関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出するか、又はその申告書の提出の際に「親族関係書類」を提示する必要があります。

(注) 扶養控除等（異動）申告書に記載された国外居住親族の扶養控除等については、その国外居住親族に係

る親族関係書類が提出又は提示された後、最初に支払われる給与等の源泉徴収から適用されます。

《親族関係書類》

次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族がその給与所得者の親族であることを証するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

（注） 1 親族関係書類は、国外居住親族の旅券の写しを除いて、原本の提出又は提示が必要です。

2 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類とは、国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が記載されている書類で、国外居住親族がその給与所得者の親族であることを証するものをいい、たとえば次のような書類が該当します。

- ① 戸籍謄本その他これに類する書類
- ② 出生証明書
- ③ 婚姻証明書

3 1つの親族関係書類ではその給与所得者の親族であることが確認できない場合であっても、複数の書類を組み合わせることにより、給与所得者の国外居住親族であることが確認できるのであれば、国外居住親族に係る扶養控除等又は配偶者特別控除を適用することができます。

○ 送金関係書類の提出又は提示

年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける給与所得者は、扶養控除等（異動）申告書の「生計を一にする事実」欄にその国外居住親族に対して送金等をした金額を記載した上で、その申告書に「送金関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出するか、又はその申告書の提出の際に、「送金関係書類」を提示する必要があります。

また、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける給与所得者は、給与所得者の配偶者特別控除申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出するか、又はその申告書の提出の際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示する必要があります。

《送金関係書類》

次の書類で、給与所得者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその給与所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族が、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等によりその商品等の購入等の代金に相当する額をその給与所得者から受領したこと等を明らかにする書類

3 マイナンバー制度の開始

＜個人番号・法人番号＞社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が平成28年から開始されます。

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。

また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は13桁の番号で設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。

法人の支店・事業所等や個人事業者等には指定されません。

＜源泉徴収事務での取扱い＞

マイナンバー制度の導入により、源泉徴収事務において、扶養控除等（異動）申告書への番号記載や、本人確認の実施などを行う必要があります。

① 扶養控除等（異動）申告書への番号記載

給与の支払者は、平成28年1月以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた給与の支払者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

② 本人確認の実施

給与の支払者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、**本人確認**として、提供を受ける番号が正しい

この確認(番号確認)と番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認(身元確認)を行う必要があります。

4 復興特別所得税の計算

平成25年1月から復興特別所得税が創設されています。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

年末調整の際に復興特別所得税の計算の漏れがないよう、ご注意ください。

(1) 源泉徴収すべき復興特別所得税の額と納付のしかた

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付してください。

(2) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

毎月の給与や賞与については、平成27年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を徴収し、納付します。

(3) 年末調整

毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、所得税及び復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税及び復興特別所得税の合計額で行います

年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。

年調年税額は、次の算式に示すような計算を経て求められます。

※ 住宅借入金等特別控除がある場合には、算出所得税額から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額(年調所得税額)に102.1%を乗じて算出します(100円未満の端数は切り捨てます。)

